

南九州市告示第 167 号

南九州市令和 8 年熊本地震被災者支援実施要綱を次のように定めた。

令和 8 年 9 月 25 日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市令和 8 年熊本地震被災者支援実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、令和 8 年熊本地震により多大な被害を受けた被災者を支援するため、市営住宅の提供、支援金の支給等の令和 8 年熊本地震被災者支援（以下「被災者支援」という。）に関し、必要な事項を定める。

(支援対象者及び代表者)

第 2 条 被災者支援の対象者（以下「支援対象者」という。）は、令和 8 年熊本地震の被災者で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に移住又は一時避難を希望する者（既に移住又は一時避難した者を含む。）
- (2) 罹災証明、被災証明又は運転免許証等の住所から被災者であることが確認できる者

2 被災者支援の代表者（以下「代表者」という。）は、住所又は居所を同一にし、かつ、生計を同一にする支援対象者のうちから選ばれた者とする。

(支援内容)

第 3 条 被災者支援の内容は、国による令和 8 年熊本地震の被災者に対する支援制度の内容にかかわらず、別表に掲げるものとする。

(支援申請)

第 4 条 被災者支援を受けようとする代表者（以下「申請者」という。）は、南九州市令和 8 年熊本地震被災者支援申請書（第 1 号様式。以下「支援申請書」という。）に、第 2 条第 1 項第 2 号に該当することが確認できる書類を添えて提出しなければならない。

(支援)

第 5 条 市長は、前条による支援申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、令和 8 年熊本地震被災者支援決定通知書（第 2 号様式）により申請者へ通知し、支援を行うものとする。

(不正利得の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正の手段により被災者支援を受けた者があるときは、既に支給を受けた支援金の返還を求めるものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和8年7月28日から適用する。

別表（第3条関係）

支援項目	支援内容
移動支援 （1回限り）	被災地から南九州市までの移動費として、1人当たり20,000円（児童以下は10,000円）を支給する。
住宅支援 （入居から 1年を限度）	(1) 市営住宅の提供 敷金及び家賃の免除 (2) 空き家バンクの活用 市営住宅に準じた家賃補助
生活支援 （1回限り）	(1) 生活支度金（衣類、食器、電化製品等の生活必需品の購入費）として、1人当たり50,000円を支給する（1世帯300,000円を限度とする。）。ただし、避難先が実家及び親族宅等の場合は、1人当たり25,000円を支給する（1世帯150,000円を限度とする。）。 (2) 滞在期間が90日未満の場合は、日割計算により算定した額（1,000円未満の端数はこれを切り上げる。）を支給する。
教育支援 （1回限り）	(1) 幼児 幼稚園又は保育園の入園料及び保育料として、1人当たり100,000円を支給する。 (2) 児童・生徒 学用品費、その他経費として、1人当たり100,000円を支給する。 (3) 高校生 入学金、教材費及び通学用自転車の購入費として、1人当たり100,000円を支給する。ただし、南九州市又は近隣市の高校に入学する場合に限る。 (4) 滞在期間が90日未満の場合は、日割計算により算定した額（1,000円未満の端数はこれを切り上げる。）を支給する。
その他の支援	(1) その他市長が必要と認める支援

第 1 号様式（第 4 条関係）

南九州市令和 8 年熊本地震被災者支援申請書

申請日 年 月 日

住 所				
代表者氏名				
連絡先（電話）				
罹災証明の有無	有 ・ 無			
罹災証明の無い場合	被災を証明するものに○ 運転免許証・健康保険証・その他（ ）			
氏 名	続柄	生年月日	年齢	備考（通学先・健康状態等）
滞在希望期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
被災の状況				

第 号
年 月 日

様

南九州市長 印

令和 8 年熊本地震被災者支援決定通知書

年 月 日付けの申請については、次のとおり支援することに決定したので、南九州市令和 8 年熊本地震被災者支援実施要綱第 5 条の規定により通知します。

1 事業名	南九州市令和 8 年熊本地震被災者支援
2 決定した支援の内容	(1) 支援金 円 内訳 移動支援 円 住宅支援 円 生活支援 円 教育支援 円 (2) その他の支援
3 交付条件	(1) この支援は、南九州市令和 8 年熊本地震被災者支援実施要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。 (2) 次のア又はイのいずれかに該当するときは、直ちに市長の承認又は指示を受けなければなりません。 ア 滞在をしないこととなったとき。 イ 予定の滞在期間に達しないとき、又はその遂行が困難となったとき。 (3) 滞在状況に変更が生じるときは、1 週間前までに防災安全課防災安全係へ通知してください。 (4) 南九州市令和 8 年熊本地震被災者支援実施要綱の申請の内容に偽りがあった場合その他不正の手段で支援を受けた場合は、交付の決定を取り消し、支援金の返還等を求めます。